

令和7年4月より保険料が変わります

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の諸事業に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国は急速な少子高齢化が進むなか、全ての世代が安心できる持続可能な医療保険制度を構築するために設置した「全世代型社会保障構築会議」で協議を重ね、改革を着々と実行に移しています。こうしたなか、当組合が担う医療、介護に係る保険料には、①基礎保険料（医療給付費分）、②後期高齢者支援金等保険料（75歳以上の国への移行者分）、③介護納付金保険料（40歳から64歳の被保険者）があり、合算してお支払いいただいております。このうち、③に保険料改定の必要が生じたことから、第180回通常組合会承認のもと下記のとおり改定することになりました。

厳しい経済情勢のなか、甚だ恐縮に存じますが事情ご賢察のうえ、ご理解ご協力賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 基礎保険料（医療給付費分） —全ての被保険者に賦課されます—

社会保障制度改革の一環として国の補助金削減や補助率の見直しが行われていることから医療給付費分について財源不足が懸念されるところではありますが、依然続く原材料費の高騰や人件費等の上昇などの経済情勢を考慮して前年度繰越金全額を収入に取り込み、さらに組合の重要財産である積立金の取り崩し等により据え置いてまいります

(1) 月額保険料 現行のまま据え置いてまいります。

(現行)	事業主組合員	19,400円
	従業員組合員	10,800円
	家族	6,700円

2. 後期高齢者支援金等保険料 —全ての被保険者に賦課されます—

(1) 月額保険料 現行のまま据え置いてまいります。

(現行) 3,600円

3. 介護納付金保険料 —40歳～64歳の被保険者に賦課されます—

保険料額の設定は、国の定めた1人当たり負担見込額に第2号被保険者数を乗じて算出した額となり、これを国に納めることとなります。実質的には上述の算出額から、国庫補助金を差し引いた額が保険料設定の基礎数値となります。

上述により令和7年度1人当たり負担見込額は87,623円と定められたことからこれらに当てはめ算出したところ、月額500円を超える不足額が生じるため改定となります。

(1) 月額保険料	改定後	現行
	4,400円	(3,900円)

(2) 改定時期 令和7年4月分保険料より

■ 75歳以上の後期高齢者組合員保険料は、現行の300円のまま据え置いてまいります。



—健康を通して長いおつきあい—

東京食品販売国民健康保険組合